オン資医療扶助導入後のフロー

来院前（患者様と福祉事務所での作業）

生活保護の申請

患者様→福祉事務所に
マイナンバー（個人番号）
を報告

生活保護の決定

福祉事務所内で
医療保険者等中間サーバーに
資格情報が登録されます。
（福祉事務所所員作業）
・マイナンバー（個人番号）
・氏名
・公費負担者番号
・受給者番号
※受給者番号は非保護者単位
で固定化されている

生活保護の決定

福祉事務所から
保護決定通知書が、
患者様宛に発行されます

医療扶助の申請

患者様→福祉事務所に
医療扶助を申請する

要否意見書の発行

福祉事務所から患者宛に
要否意見書が発行されます。

医療機関受診

来院時（患者様と医療機関様の対応）

に続きます・・・

オン資医療扶助導入後のフロー

来院時（患者様と医療機関様の対応）

来院

マイナンバーカードで
顔認証実施

要否意見書の記入依頼

患者様→医療機関様に対して
要否意見書の記入が
依頼されます。

要否意見書の記入

医療機関様は、
要否意見書を
記入します。
※未委託の医療機関等での受診時は、医療機関様は、福祉事務所に電話等で確認を実施頂きます。従来通りの流れです。

要否意見書の受領

患者様は、記入された
要否意見書を
受け取ります。

オンライン資格確認の結果で
公費受給者番号、負担者番号、交付番号、有効期限の情報について、確認ができる場合と確認できず、「有効（未登録）」となる場合がございます。
この場合は、「未委託」か「医療券情報が未登録」いずれかの状況となります。
※基本的にマイナンバーカードを持参頂く必要がありますが、お持ちでない場合は、紙の医療証を確認頂くか、福祉事務所に電話にて確認を実施ください。
※顔認証紐付け未実施の患者様について「オ資確認」を実施した場合、「無効」となる可能性がございます

医療機関受診

来院時（患者様と福祉事務所の対応）

に続きます・・・

オン資医療扶助導入後のフロー

来院後（患者様と福祉事務所の対応）

要否意見書の提出

患者様は、記入された
要否意見書を
福祉事務所に提出します。

医療扶助の要否判定

福祉事務所は、記入された
要否意見書をもって
医療扶助の要否判定します。

医療扶助の決定

医療扶助が決定されると
患者様に通知されるとともに
生活保護システムに
医療券・調剤券情報の登録が
実施されます。
※患者様に対しての紙の医療
券・調剤券の発行も併存
（市区町村により異なる）

医療券・調剤券情報の登録

支払基金にて、
中間サーバを通じて
オンライン資格確認等システム
に医療券・調剤券情報が
登録されます

生活保護システムへの情報登録のタイミングは
市区町村により異なりますが、おおよそ、毎月 25
日頃と言われております。

資格確認

患者様マイナンバーカードで
顔認証紐付け実施後、
医療券、調剤券情報が
参照可能になります。

＜*Profit* を用いての医療扶助（生活保護）オンライン資格確認時対応フロー＞

患者様がマイナンバーカード持参した場合

↓

顔認証を実施します。

↓

顔認証紐付けを実施します

↓

比較確認画面で確認します。

- 確認結果が、有効（未登録）と表示される
  - 「未委託」の状態です。
    福祉事務所に電話にて確認頂いた上で、診療となります。
    ※公費受給者番号、負担者番号が表示されない場合がございます。
- 確認結果が、有効（登録済み）と表示される
  - 「未委託」の状態です。
    福祉事務所に電話にて確認頂いた上で、診療となります。
    ※公費受給者番号、負担者番号が表示されない場合がございます。
- 確認結果が、該当資格なしと表示される
- 確認結果が、資格喪失と表示される
- 確認結果が、無効と表示される
  - 医療扶助未申請または、生活保護喪失している可能性があります
    福祉事務所に電話にて確認頂いた上で、診療となります。
    ※公費受給者番号、負担者番号が表示されない場合がございます。

＜*Profit* を用いての医療扶助（生活保護）オンライン資格確認時対応フロー＞

患者様が、マイナンバーカード持参していない場合

（既存患者様の場合）

「オ資確認」を実施します

比較確認画面で確認します。

- 確認結果が、有効（未登録）と表示される
  - 「未委託」の状態です。
    福祉事務所に電話にて確認頂いた上で、診療となります。
    ※公費受給者番号、負担者番号が表示されない場合がございます。
- 確認結果が、有効（登録済み）と表示される
  - 「未委託」の状態です。
    福祉事務所に電話にて確認頂いた上で、診療となります。
    ※公費受給者番号、負担者番号が表示されない場合がございます。
- 確認結果が、該当資格なしと表示される
- 確認結果が、資格喪失と表示される
- 確認結果が、無効と表示される
  - 医療扶助未申請または、生活保護喪失している可能性があります
    福祉事務所に電話にて確認頂いた上で、診療となります。
    ※公費受給者番号、負担者番号が表示されない場合がございます。

（新規患者様の場合）

これまで通り、紙の医療証での運用となります

- 福祉事務所に電話にて確認頂いた上で、診療となります。
  ※公費受給者番号、負担者番号が表示されない場合がございます。

医療扶助　対応　Q&A

Q：オンライン資格確認の確認結果が、「応答なし」「応答待ち」となってしまう。

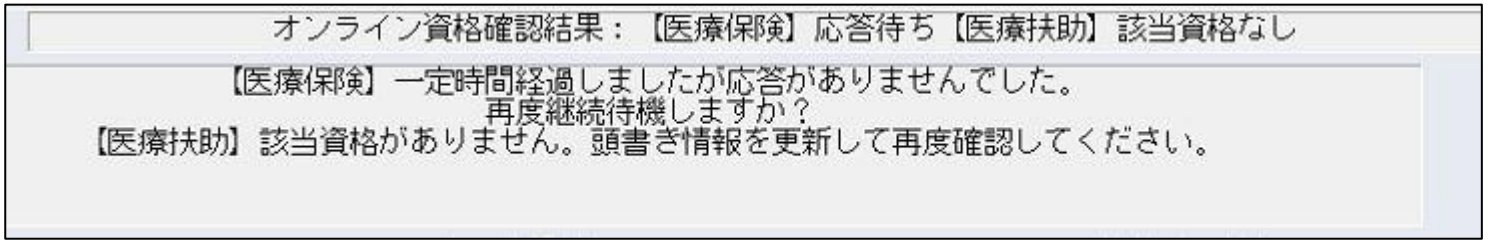

A：保険者番号欄にスペースが入っている可能性がございます。下図の通り、スペースが入っている場合は、削除ください。